

東近江市立ひまわり幼稚園 重要事項説明書

1 事業者の運営主体

事業者の名称	東近江市
事業者の所在地	滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
事業者の連絡先	0748-24-1234
代表者氏名	東近江市長 小椋 正清

2 施設の概要

種 別	幼保連携型認定こども園						
名 称	東近江市立ひまわり幼稚園						
所 在 地	滋賀県東近江市沖野三丁目7番33号						
電話番号・FAX	電話 0748-24-0809 FAX 050-5801-0330						
施設長氏名	中谷 ちづる						
開設年月日	平成27年4月1日						
利用定員（年齢別）		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	1号定員	—	—	—	135人		
	2号定員	—	—	—	140人		
	3号定員	10人	50人		—	—	—
取り扱う保育事業	一時預かり保育、預かり保育、延長保育、相談						
事業所番号	2521310000016						

### 3 施設・設備の概要

敷 地 面 積		8,001.00㎡	
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造 2階建て	
	延床面積	3,279.07㎡	
施設設備の 数と面積	ほふく室	3室	180.00㎡
	保 育 室	13室	804.97㎡
	遊 戯 室	3室	353.82㎡
	調 理 室	1室	200.76㎡
	調 乳 室	1室	15.00㎡
	幼児用トイレ	14室	207.54㎡
	医 務 室	1室	14.00㎡
	事 務 室	1室	130.19㎡
	沐 浴 室	2室	14.20㎡
設 備 の 種 類		プール、冷暖房等	
屋外遊戯場（園庭）		屋外遊戯場 2,255.00㎡	

#### 4 施設の目的、運営方針

目 的	幼児教育と保育を一体的に提供し、子供の健やかな成長と豊かな人間性の育成を図ることを目的とする。また、地域の子育て支援を行い、家庭や地域社会と連携して、子供の最善の利益を確保する環境を整えることを目的とする。
運 営 方 針	<ul style="list-style-type: none"><li>・養護と教育を一体的に行い、一人ひとりの発達を大切にした保育・教育を提供する。</li><li>・安全で安心できる生活環境を整え、子供の主体的な遊びと学びを保障する。</li><li>・家庭や地域との連携を重視し、協働した子育て支援を推進する。</li><li>・職員の専門性の向上を図り、組織的に質の高い保育・教育を継続する。</li><li>・地域の子育て家庭を支援し、地域に開かれた園づくりを進める。</li></ul>

5 提供する教育・保育の内容

ク ラ ス	年 齢 別 年 間 保 育 ・ 教 育 目 標
0 歳 児	人への信頼感の基礎を育み獲得する。
1 歳 児	感覚による探索活動を保障し、身体活動機能を促す。
2 歳 児	簡単なことを自分でしようとする意欲、自我の芽生えを促す。
3 歳 児	様々なことに興味を示し、自立心の獲得を目指す。
4 歳 児	様々な活動に自ら関わり積極性及び自発性の育ちを促す。
5 歳 児	自分でできることの範囲を広げながら自己統制力を育てる。
年 間 行 事	4月 入園式、一学期始業式、内科健診、5歳児移動図書 5月 歯科健診、交通安全教室、4・5歳児春の遠足 6月 プール開き、4・5歳児保育参観 7月 七夕のつどい、七夕お楽しみ会、一学期終業式 8月 9月 二学期始業式、環境キャラバン、4歳児移動図書 10月 3・4・5歳児運動会 11月 未満児ふれあい参観、4・5歳児バス遠足 3歳児遠足、3歳児保育参観 12月 もちつき、お楽しみ会、二学期終業式 1月 三学期始業式、祖父母参観、獅子舞鑑賞 3・4歳児学年末参観 2月 豆まき、5歳児学年末参観、入園説明会 3月 ひなまつり、お別れ会、修了証書授与式 三学期終業式

<クラス編成>

年 齢	クラス名
0 歳 児	ぶどう
1 歳 児	ばなな、いちご
2 歳 児	りんご、みかん
3 歳 児	ぱんだ、うさぎ、こあら
4 歳 児	あさがお、すずらん、たんぽぽ
5 歳 児	つき、そら

6 職員体制

職 種	人 数	職 務 内 容
施 設 長 ( 園 長 )	1人	園管理運営の総括
副 園 長	1人	園管理運営の補佐
主 任 保 育 教 諭	2人	園管理運営の補佐、 子供の教育及び保育
保 育 教 諭	42人	子供の教育及び保育
保 育 サ ポ ー タ ー	2人	子供の教育及び保育の補助
保 育 補 助	6人	子供の教育及び保育の補助
看 護 師	1人	保健
調 理 員	3人	食事の提供
事 務 職 員	1人	庶務
労 務 員	2人	園舎及び備品の保全管理

7 教育・保育を提供する日

開 所 日	月曜日から土曜日（休所日を除く。）
休 所 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日曜日</li> <li>・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日</li> <li>・ 12月29日から翌年1月3日まで</li> <li>・ その他、市長が必要と認める日</li> </ul>

教育・保育を提供する時間

(1) 開所時間

月 曜 日 から 土 曜 日	午前7時30分から午後7時まで
----------------	-----------------

(2) 教育標準時間認定に関する教育時間

月曜日から金曜日の教育時間	3歳児：午前8時30分から午後1時30分まで 4・5歳児：午前8時30分から午後2時まで
---------------	---

(3) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から土曜日の保育時間（11時間）	午前7時30分から午後6時30分まで
延 長 保 育 時 間	午後6時30分から午後7時まで

(4) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から土曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
延 長 保 育 時 間	朝：午前7時30分から午前8時30分まで 夕：午後4時30分から午後7時まで

9 利用料金

利用料（利用者負担）	入園のしおりに記載のとおり
------------	---------------

10 利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

1 号 認 定 児 童	入園のしおりに記載のとおり
2 号 認 定 児 童	
3 号 認 定 児 童	

#### 11 給食等の提供について

- ・ 1号認定児童には、学校給食センターで調理した給食を提供します。
- ・ 2号認定児童には、学校給食センターで調理した給食を提供します。ただし、夏休み、冬休み及び春休み期間中は自園で調理した給食を提供します。
- ・ 3号認定児童には、自園で調理した給食を提供します。
- ・ 衛生管理マニュアル及び食物アレルギー対応マニュアルに基づき、安全安心な給食を提供します。
- ・ 園の食育計画に基づき、栄養士及び調理員と連携した食育に取り組みます。

#### 12 健康診断について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

原則、全園児を下記の回数で実施します。

- ・ 園児健康診断 2回
- ・ 歯科健診 1回
- ・ 視聴覚健診 1回（4・5歳児対象）
- ・ 尿検査 1回

#### 13 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。

- ・ 手洗い
- ・ 嘔吐物及び便の取扱い
- ・ 清掃
- ・ 換気
- ・ 調理（食品の取扱い）
- ・ 職員の衛生管理

#### 14 緊急時における対応

教育・保育の提供中に子供の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、園医又は子供の主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、適切に対処しますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

警 察 署	東近江警察署（0748-24-0110）
消 防 署	八日市消防署（0748-22-7610）
医 療 機 関	沖野診療所山田内科（0748-22-8863） きむら歯科醫院（0748-22-0234）

15 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	中谷 ちづる
消防計画届出年月日	八日市消防署 令和7年4月30日
避難訓練	毎月1回 火災、不審者、地震等
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器、避難滑り台
避難場所	第一避難場所 園庭 第二避難場所 八日市南小学校
緊急時の連絡手段	園メール、電話

16 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	全国市長会学校災害賠償補償保険
保険の内容	学校賠償責任保険、学校災害補償保険
保険金額	支払限度額 身体賠償 1人につき5,000万円 1事故につき5億円 財物賠償 1事故につき1,000万円 死亡・後遺障害補償 死亡 100万円 後遺障害 4%~100% 入院補償 入院日数に応じ1万円~5万円

17 業務の質の評価について

認定こども園の自己評価	実施方法：福祉サービス評価
-------------	---------------

18 虐待防止のための措置

- ・職員間で情報共有
- ・関係機関へ相談や通告
- ・人権を尊重した保育の実践

19 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- ・個人情報書類の管理
- ・個人情報の持ち出し厳禁
- ・個人情報の保護と守秘義務についての研修

20 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	斉藤 靖子	副園長
相談・苦情解決責任者	中谷 ちづる	園長
第三者委員	山下 教子	主任児童委員
	灰谷 光子	民生委員

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。また、玄関の入口に御意見箱を設置しています。

21 地域の育児支援について

- ・ひまわり広場
- ・育児相談

22 小学校等との連携について

- ・園児の資料等（幼保連携型認定こども園園児指導要録）の小学校への送付
- ・5歳児と1年生の交流事業
- ・5歳児と5年生の交流事業
- ・小学校教諭と保育教諭の交流